

八監第48号
平成26年11月11日

* * * * * 様

八戸市監査委員 白川文男

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 吉田博司

住民監査請求について（通知）

平成26年9月19日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

本件請求は、以下の理由により法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

1 請求の要旨

本件住民監査請求における請求の要旨は、以下のとおりであると判断した。

昭和43年に市が＊＊＊＊＊ほか2名からの寄附により八戸市＊＊＊＊＊の宅地89.25m²を取得した行為に関し、市が＊＊＊＊＊町内会の所有の土地であることを知りながら町内会員の同意を得ていない寄附を受け、町内会員に告知していないことは、違法な財産の取得（窃取行為）であること、昭和47年に市が＊＊＊＊＊からの寄附により八戸市＊＊＊＊＊の宅地9.91m²を取得した行為に関し、当該土地は、＊＊＊＊＊町内会員が生活館敷地拡張のため取得費を負担したものであるにもかかわらず、町内会員に寄附の事実を隠そうとして町内会員への所有権移転登記を省略し、＊＊＊＊＊から直接、市への所有権移転登記が行われており、町内会員に告知していないことは、違法な財産の取得

(詐取行為)であること、並びに、当該市有地上にある＊＊＊＊＊生活館の所有権を地縁団体である＊＊＊＊＊町内会が取得できるようにしたことによって、違法な土地の貸付けが発生している。

よって、不法な財産の取得により、現在も継続して市の所有となっている上記土地を原状に復帰させることを求めるとともに、違法な貸付けの解消のため、＊＊＊＊＊町内会の地縁団体の認可を取り消すことを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるととき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとときは、これらを証する書面を添え、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度とされている。

本件請求は、市の所有となっている八戸市＊＊＊＊＊及び＊＊＊＊＊の土地について違法な財産の取得にあたることから原状に復帰させること、並びに、当該市有地の違法な貸付けの解消のため、＊＊＊＊＊町内会の法第260条の2第1項の規定に基づく地縁団体の認可を取り消すことを求めているものであるが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項や行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、その他の監査請求人が提出した資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は請求の特定を欠くものとして不適法であるとされている（平成2年6月5日 最高裁判決を参照）。また、たとえ、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとしても、地方公共団体である市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならないとされている（平成6年9月8日 最高裁判決を参照）。

これらに照らしてみると、請求人の提出した資料のうち、登記簿謄本及び登記事項証明書は、単に不動産に関する権利関係を証明するに過ぎず、地積測量図については、登記に伴う土地の面積や形状などを示すものであって、その図面に申請人として、八戸市長の氏名が記載されているとしても、単に＊＊＊＊＊の代位登記嘱託者であることを示すに過ぎない。また、生活館敷地購入資金寄附者芳名の一覧は、敷地購入の際の寄附者を証明する以外のものではなく、提出資料を総合しても当該土地の取得について、違法又は不当であることを具体的に適示するものとはなっていない。さらには、請求人が主張する違法又は不当な財産の取得によって、市にどのような損害が生じているのか、あ

るいは、損害が生じるおそれがあるのかについては、全く記載もなく事実証明書の添付もない。

次に、当該市有地の貸付けについてみると、違法な貸付けの事実を証明する書類の添付はなく、＊＊＊＊＊生活館の所有者が＊＊＊＊＊町内会である事実のみをもって、市所有の土地を無断占拠し、市に損害が生じていると主張するにとどまっている。また違法な貸付けの解消と地縁団体の認可を取り消すこととの関連性について具体的には何ら示されておらず、根拠のない主張と言わざるを得ない。

したがって、本件請求は、法第 242 条第 1 項の要件には該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと判断する。